平成２８年（フ）第３８号
岡山県備前市浦伊部1000番地80
債務者　津田　健二
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９号
岡山県瀬戸内市長船町磯上1065番地、旧住所兵庫県赤穂市鷆和1206番地13
債務者　島村　晃浩
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８号
岡山市北区白石433番地１リバティアイ103、旧住所岡山県総社市東阿曽1624番地２
債務者　岸本　壮平
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９５号
岡山市北区青江１丁目16番７号アビタシオンあおえ１　202号
債務者　従野　淳也
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６号
岡山市中区原尾島875番地10ドミール・エス201、旧住所岡山県玉野市八浜町大崎1250番地41
債務者　片山　清美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
長崎県島原市有明町大三東丁1578番地
債務者　島内　俊光
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午後１時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４３２号
東京都八王子市初沢町1227番地９アザレアビル501号
債務者　渡邊　早苗（旧姓佐藤・阿部）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
愛知県豊橋市富士見台４丁目22番地28（Ｂ－103）
債務者　進藤　妙子（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１１５３号
横浜市港北区綱島西５丁目15番15号
債務者　山本由香里
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５４号
横浜市南区通町４丁目99番地　いそべ荘３号
債務者　田中　好助
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５５号
横浜市南区通町４丁目99番地　いそべ荘３号
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７５号
横浜市南区大岡１丁目58番16号　ポートランド大岡第３　202号室
債務者　後藤しのぶ
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７６号
横浜市都筑区荏田南２丁目26番６－303号
債務者　柴内　英知
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２８年（フ）第１６１６号
堺市堺区竜神橋町１丁１番20号
破産者　株式会社Ｅ－ｍａｔ
代表者代表取締役　辻内　宏治
1　主文　当裁判所が平成28年４月27日午後３時になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「堺市堺区龍神橋町１丁目１番20号」とあるのを「堺市堺区竜神橋町１丁１番20号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４８９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1160番地２桧原ハイツ　102、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1792番地14
破産者　小池　佳孝
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係